

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保するとともに、事業の迅速かつ円滑な実施に資する人材確保を含めた施行確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するよう、十分な予算を確保するとともに、採択基準の緩和など対象メニューを拡充すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共施設の老朽化対策
 - (1) 公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。
 - (2) 公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、都市自治体の実情を踏まえ、財政措置及び技術的支援を充実すること。
4. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡充すること。
6. 東日本大震災関係
被災地域における入札不調が復興遅延の一因となることがないように、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど復旧・復興事業の施行確保対策を講じること。